

**鳥取県教育委員会告示第23号**

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第4条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定保護文化財の指定をするので、同条第3項の規定により告示する。

平成20年12月19日

鳥取県教育委員会委員長 山 田 修 平

絵画の部

作者・名称	員数	所有者	所有者の住所	所在の場所
沖一峨「絹本著色江戸風景図」	1面	大井大攝	鳥取市気高町上光392-1	鳥取市気高町上光392-1